

## 平成25年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月5日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○一般質問	6
小林正明君	6
黒澤兵司君	14
坂部敏夫君	19
○次会日程の報告	25
○散会の宣告	25
散 会 (午前10時44分)	25
第2日 12月6日(金曜日)	
○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	28
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	28
○職務のため出席した者の職氏名	28
開 議 (午前 9時00分)	29
○開議の宣告	29
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	29

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○次会日程の報告	60
○散会の宣告	60
散 会 (午前11時22分)	60

第8日 12月12日(木曜日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
○職務のため出席した者の職氏名	62
開 議 (午前9時00分)	63
○開議の宣告	63
○諸般の報告	63
○議員派遣の件	63
○閉会中の継続調査の申し出	63
○日程の追加	64
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○町長挨拶	68
○閉会の宣告	69
閉 会 (午前9時28分)	69

平成25年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月29日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成25年12月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成25年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年12月5日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君

会 兼 計 管 理 者  
兼 会 計 課 長  
教 育 委 員 会  
事 務 局 長

荒 井 和 男 君  
高 橋 充 幸 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長  
書 記  
書 記

宗 川 正 樹  
小 林 さ や か  
大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をしたいと思います。

平成25年第3回議会定例会における黒澤議員の一般質問において、パークサイドクラブにかかわる発言の取り扱いに関する動議が坂部議員から出され、成立いたしました。

この件につきましては、議長において後刻記録を調査の上措置することとしましたので、議会運営委員会に諮問し、9月20日、10月15日、11月22日の3度にわたり委員会で協議を行いまして、不適切な発言の削除を行うことに決定しましたので、ご報告いたします。

なお、議員各位においては、今後会議規則第12章に定める「規律」の意味を再認識、再確認の上、議会に臨まれるよう、議長としてお願い申し上げます。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の規約変更1件、条例の改正5件、補正予算5件、その他1件、発議2件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、「「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める陳情」の1件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成25年度9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付しました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をしたいと思います。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

1番 野 村 議員

2番 高 橋 議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12日までの8日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から12日までの8日間と決定しました。

---

### ○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、7番、小林議員の登壇を許可いたします。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。7番、小林正明でございます。

いじめ問題と道徳の教科化についてお尋ねいたします。

いじめから子供を守るため、学校や行政の責務を定めたいじめ防止対策推進法が、本年9月に施行されました。いじめ防止や早期発見に向け、学校や自治体の実施すべき対策を定めております。大津市の中学生が自殺した事件など、子供の命が失われる深刻ないじめが相次いだことが法制化のきっかけとなっております。子供を守るため、実効性のある取り組みを教育現場で実践していかなければなりません。いじめはどの子にも起こり得るという現実を踏まえた、平素からの防止教育も欠かせないものとする次第であります。いじめ防止対策推進法の内容としまして、いじめの防止や早期発見に向け、学校や自治体の実施すべき対策を定めております。先ほども申し上げたとおりでございます。この新法の施行により、各学校には複数の教職員、スクールカウンセラーで構成する対策組織が置かれ、いじめに関する相談に乗り、被害者生徒を支える役割を担うことが期待されております。等々でございます。私たちの学校における東小学校、西小学校、中学におけるいじめ問題の現状についてお尋ねいたします。いじめの内容、その件数はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。



いじめの内容としましては、弱い者いじめ的なケースや集団での仲間外れのケース、あるいは心ない言葉を何気なく言ったことから始まるケースや、仲良く遊んでいる中でもちょっとしたことでけんかになり、いじめに発展してしまうケースなど、未熟な心の発達段階での相手に対する配慮不足等、例えば思いやりですとか、相手の気持ちを理解するとか、そういった等が原因となっております。小中学校におけるいじめの件数は、残念ながらゼロではありません。数件発生しております。いじめが発見されたとき、あるいはいじめになりそうないさかひが発生したときに、即座に双方の気持ちを聞き取りを行い、いじめやいさかひの原因を把握して、個別に根気よくその解消に今努めております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） いじめ防止法、いろいろあるわけですが、防止対策、非常に難しい問題でもございます。県教育委員会においては、年度内にいじめ防止の基本方針をまとめるという話も伺いました。

国の方針は、「重大ないじめ」をこのように規定しております。4つございまして、被害者が、1、自殺を図る。2、身体や金品に大きな被害を受ける。3、精神疾患になる。4、1カ月程度の不登校になる、と規定しておるそうです。それに基づいて、それぞれの教育委員会では、各校のいじめ対策や県全体の方向性を話し合うため、本年度からフォーラムやサミットなどの実施など県独自の要素を盛り込むことも検討するとあります。ちなみに、昨年度に県総合教育センターのいじめ対策室に寄せられたいじめ相談件数は442件、過去5年間で最多となっておりますのでございます。我々が幾らいじめを根絶すると言っても、言葉上では簡単な言い方ができますが、現実には非常に難しいところがございます。

そして、次に、いじめ問題の対応策についてお尋ねいたします。

1つ目として、いじめ問題の発生防止策についてお尋ねいたします。先般、邑楽郡内でいじめ防止フォーラムが開催されたと聞いております。こういったところでの内容。あるいは、高崎市においては、市独自に作成したいじめ防止基本方針を作成、印刷物にして全ての学校85校に配布、またいじめ防止の推進協議会等を設立したとございます。これらを踏まえて、いじめ問題の発生防止策についてお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

まず最初に、小林議員のほうから県の主催しましたいじめ防止フォーラムの件ということですが、これは今年度の6月だったと思います。義務教育課のほうで全県を挙げていじめを防止していくサミットを開こうということで、全体で12会場だったと思います。この邑楽・館林では、関東学園大学の附属高校に各小中学校の代表の生徒が集まりまして、そこでいじめの現状、そしてその防止の

ために私たちが何ができるかという話し合いを持ったように思います。また、これからお話ししますが、そういった代表が行ってきまして、町でも同じようなサミットの取り組みをしておりますので、そういった場での子供たちの学習が活かされているのかと、そんなふうにも思います。

それでは、改めていじめ問題の発生防止についてということでお答えをいたします。

いじめ問題の発生防止策につきましては、各校とも「いじめゼロ」を目指して細かな対応に今努めております。月1回実施されている全校アンケートでは、児童生徒の心の動きや実態を把握し、相談や聞き取りなどを行いながら、わずかな心の変化も発見できるように努めております。また、児童会、生徒会を中心としたいじめ防止集会の実施、それからスローガンの作成、それから地域の方々や小中学校が連携で行っております挨拶運動、それから親子で考えるいじめ防止標語の作成等々いろいろな形でたくさんの方と連携を図りながら、いじめ問題の発生防止策を進めております。さらに、群馬県全体で実施しました23万人アンケートでは、児童生徒、教職員、保護者、そして青少推の方々にもその対象として、子供たちだけでなく、大人の方にもいじめについて改めて考えていただける、そういった機会を設けております。

また、細かなことで挙げますと、いじめ防止のやっぱり基本的なことといいますと、心の教育というようなことがございます。全教育活動の中において人権意識を高める教育、道徳教育の充実ですとか、学級活動の中で、日々の問題点を子供たちみずから話し合っ解決していくというような日々の取り組み、それから日々の先生方の観察、朝登校してから授業中、それから給食のとき、それから部活動等と、やはり教師がしっかりと子供たちを見守るといような基本的な姿勢はずっと継続して努めております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

群馬県において、ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」、先ほどの教育長の答弁にかなりそれが入っているかと思いますが、「みんなでいじめをなくそう」。先ほど申し上げましたいじめ防止対策推進法が施行されたということに伴ってのことだと思います。その中で、3つ大きな群馬県いじめ防止サミットとしての宣言がございます。読み上げてみます。

1つ、勇気。私たちは、困っている人がいたら自分のこととして考え、進んで行動します。

2つ、思いやり。私たちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。

3つ、協力。私たちは、周りの人とよりよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。

とございます。学校全体で、地域社会で、こういったことを基本に考えてやるべきことと思っております。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。いじめ撲滅宣言採択についてどのように考えておりますか、お尋ねいたします。ちなみに、群馬県高崎市倉渕中学校では、校長先生が率先して根

絶宣言をされた。また、高崎においては、小中学校では今年度から独自のいじめ防止プログラムについて基づいた指導が行われている。この中身、私、確認はまだしておりませんが、校長が率先していじめは絶対許さないという基本方針を打ち出すため、各校独自のいじめ根絶宣言を策定した。ちなみに、今、教科にはまだなっておりませんが、学級活動や道徳などが単発的に行われておるわけですが、いじめ問題として真正面からといいますか、ちょっと表現が不十分かもしれませんが、それだけのプログラム、勉強する、教育をすることが非常に少なかったと思いますね。ちなみに倉渕中、高崎ですね、倉渕中では、このようなスローガンを掲げているそうでございます。「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめに負けない」と3つのスローガンをつくっておるそうでございます。いずれにしましても、学校全体、社会全体にしていじめを許さないという雰囲気をつくるのが大事だということを基本にしておるようでございます。また、近くでは邑楽町長柄小学校がいじめ撲滅宣言、渋川市北中学校においては、これ短編映画ですが、「SOS」という短編映画を制作しておるということでありますが、我々千代田町においても、いいものはどんどんまねして、あるいはよいものをもっと伸ばす、いいものをもっと伸ばすと、そういう姿勢でやられることが大事かと思えます。少し前口上が長くなりましたが、いじめ撲滅宣言採択についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

今議員さんのほうでお話いただきました、いじめ問題の具体的な取り組みということで挙げていただきました倉渕中学校の取り組み、それから前橋市の教育委員会の取り組み、それから邑楽町の長柄小学校さんでの取り組みと、それから渋川北中さんの取り組み、私も新聞、それからホームページ等で拝見させていただいております。すばらしい取り組みであると思えます。これからの本町の取り組みの中でも考えていきたい、そんなふうに思っております。

そこで、今年度は、各学校とも児童生徒が中心になり、いじめ防止のスローガン等を作成して、集会の中でいじめ防止宣言を行っております。本町では、一昨年から小中学校の代表児童生徒によるいじめ問題について話し合う「千代田サミット」を開催しております。今年度もいじめ防止活動の年間計画に基づきまして、8月に第3回千代田サミットが開催され、各学校の活動や、それから楽しい学校にするためにはどうしたらいいのだろうという話し合いを持ちました。その様子も含めまして、「広報ちよだ」10月号では特集を組まさせていただきます、いじめはどこの学校でも起こり得ることとして捉え、町全体でいじめ撲滅を推進していけるように地域の方々にも周知を図っております。また、今月開催予定の第4回千代田サミットでは、去る8月開催の、先ほど出ました群馬県いじめ防止サミットにおいて策定されましたぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受けて、それを更に具体的な形にしていこうということで、本町の小中学校共通のいじめ防止スローガンを作成する予定であります。第4回では、児童生徒だけでなく、保護者の代表の方や、それから地域の方にも参加していただき、い

じめ撲滅につきまして一緒に考えていただこうと思っております。

それから、いじめ防止の対策推進法では、お話しいただきましたように、学校すべきこと、それから自治体すべきことということで、学校や地方自治体の責務が定められております。今、それに基づきまして町長部局とも協議、連携しながら、いじめの撲滅を進めていきたいと、そんなふうに思っております。具体的には、学校の取り決めを、先ほどお話がありました基本方針をしっかりと定めて、保護者、地域の方との共有を図っていくと。それから、いじめの早期発見に努めていく、その手だて等でございます。それから、自治体におきましては、やはり保護者向けの啓発ですとか、それから今、第三者委員会の設置が望まれているというような動き等もございますので、これら町長部局ともこれから検討していきたい、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） 県において、平成25年度のいじめ防止活動として、先ほど教育長の答弁にもございましたいじめ防止フォーラム、いじめ防止サミット、これが8月まで行われております。これから冬休みに向かうわけですが、冬休みに際してのいじめ防止強化月間等も考えておるようであります。教育長の答弁にもございましたが、いろいろ種々ないじめ防止対策をより強化する形の月間かと思えます。こういったものも県と連携しながら、重大ないじめによる事故というか、事件が起こらないように、ぜひお願いしたいと思っておるわけであります。

そして、私が思うのは、被害者対策、これももちろん大事なことであることは言うまでもありません。ただ、その前に、いろんな事例で私が見聞きしたところによりますと、見たというより聞いたところが圧倒的に多いのですが、全国の小中学校で昨年度のいじめ調査結果が公表された中で、7万件もあったと。実際はこの数倍あるだろうと言われてもおります。学校でもスクールカウンセラーを増やすとか、いじめ相談ダイヤル等々。実はこのいろんな記事を見る中で、NPO「ジェントルハートプロジェクト」理事の小森美登里さんが訴えておる記事を読ませていただきました。この方は、娘さんを残念ながらいじめで失った方です。「いじめられている子の話を聞き、寄り添うことは大切であります。しかし、根本的には被害そのものをとめなくてはならない。どうすればいいのか。当事者の声に耳を傾けたい。先生は、いじめている子とこそ対話してほしい」と小森さんはおっしゃっております。「いじめは、加害者がやめなければとまらない。だから、加害者と向き合わなければ被害者を守れない。いじめる子も、親の暴力といった家庭の問題や何らかの背景を抱えているかもしれない。なぜいじめてしまうのか。話を聞き、自分を振り返る作業をさせてあげてほしい」、これは、教師にとって、学校にとって非常に大変な問題かと思えますが、あるいはこんなようなこともあります。平野文部科学大臣に、ある東京の生徒ですね、フリースクールの東京シューレというところの生徒が文部科学大臣にこのように申し上げたそうです。「いじめがつかったら学校を休んでもいいよ」と言ってほしいと要請したとあります。いずれにしても、休む方法もあるよと。日ごろの授業の

中で、あるいは道徳の時間等でも結構だと思います。命やいじめを扱う授業の中で教えておくべきではないとも言われております。いじめの最中であっても学校に行きたいという子は多いと聞いております。「それは、いじめをやめて学校に行けるようにしてほしいという必死の訴えだと大人は受けとめなければならない」とあります。

ちょっとしつこいですが、もう一度その辺に対しての見解をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

少し的が外れてしまうかと思うのですけれども、いじめは絶対に許されないものであると。学校の対応としましては、まずいじめが起きたときには、今お話しのように、当事者の話をしっかり聞くと。それで、いじめた側、それからいじめられた子の児童生徒の気持ちをしっかりとまず把握をしていくと。その事実確認の上で、先生方の指導、それから保護者への連絡をとらせていただいて、保護者を交えた中で子供たちへの指導と謝罪、そういった形で、一貫していじめを繰り返さないというような指導を行っております。私、個人的に思うのは、いじめは心の不健康であると。ですから、いじめを受けると毎日の生活の中で大変大変苦しい思いをしてしまうと。ですから、学校でも、今学力向上も第一ですけれども、いじめを最大の課題であると。まずいじめを起こさない、いじめを受けた子の心をしっかりとフォローして守ってやってあげる、これが一番であるというふうに認識して今、教育活動を進めております。ちょっと回答にならないかと思うのですけれども、以上で、ということをお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） 続きまして、不登校の現状について……

○議長（細田芳雄君） 小林議員、マイクを入れてください。

○7番（小林正明君） 済みません。不登校の現状についてお尋ねいたします。

不登校者の人数とその対応策について。先ほど申し上げましたけれども、教職員、そしてスクールカウンセラー、皆おるわけですが、その中で十分な連携はとっているかと思いますが、より気配りの十分などといいますか、気配りをした連携、そして生徒に対する支援も大切かと思っております。

県教育委員会によりますと、不登校が今年度は最少になったと、一番小さくなったと、そういう記事も読ませていただきました。その数字自体は今申し上げるつもりはありませんが、数字が少なくなったことは喜ばしいことでございます。ただ、その不登校になった生徒は、なぜ不登校になってしまったのか。

先般、西小学校、そして中学校のオープンスクールへ行ってまいりました。そのときに、保健室、養護の先生と話をさせていただきました。「先生、このところ保健室に来る生徒の数はいかがでしょうか」と。そうしたところ、「4月、5月は結構な数おりましたが、おかげさまで昨今は非常に少な

くなりました」と、そういう回答でした。あえて数字は聞きませんでした。

保健室登校であれ学校に来られる子はまだよしとする面がございます。保健室で心の準備、あるいは体の不調を調整して、そして教室へ向かっていける、そういう将来が見えるわけです。完全に不登校になった子供たちにどうやって学校として地域社会として支援の手を差し伸べるのか、非常に問題が多くあるように思います。また、家庭環境等々もあります。そういったことの中で、不登校者をいかに少なくするのか。その辺についてのご見解をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

不登校の人数は、最近になって増えてきております。些細なことから無気力に陥ったり、それから学校生活や将来への不安、それから家庭での状況等々、さまざまな要因があるかと思えます。不登校児童生徒につきましては、担任や相談員、養護教育が連携して、学校全体で本人や家族と継続的に対応をしていっております。今現在の取り組みとしましては、朝の登校時には家庭に連絡をとったり、迎えに行ったりしながら、また始業時間に間に合わなくても、できるだけ登校できるようにというように促しております。また、登校しても、先ほどお話いただきましたように、教室に入れない児童生徒もございます。そういった児童生徒に対しましては、相談室ですとか、生徒会室ですとか、そういった別室を活用しまして、別室での対応をしております。そして、空き時間の先生等が交代しながら学習支援を行っております。そしてまた、相談員さんがカウンセリングを行ったりして、学校から遠ざからないよう登校機会の確保を図っております。

今、不登校の児童生徒が起きないような取り組みはどのようなのでしょうかということかと思えます。一番大きなところでは、やっぱり学校の中に子供の居場所をしっかりとつくってあげると。その居場所というのは、やはり子供同士のつながりであったり、そして学習した学びがわかったりというような、やっぱり居心地のいい場所をまずつくることかと、そんなふうに思っております。そのための教育活動をしっかりと進めていかなければならないと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。道徳の特別教科化の考え方についてお尋ねいたします。

深刻ないじめへの対策として、政府の教育再生実行会議が提言した「道徳の教科化」ということであります。文部科学省においては、特別の教科を新設して実施する案をまとめているとのことでもあります。発端はやはり先ほど申し上げたいじめ問題であります。早ければ2015年度から始まる特別教科化で、最も期待されるのは道徳教育の充実であるとも言っております。ただ、これには種々な問題

があるようにも見られております。ちなみに、私も改めて確認したわけですが、道徳は教科でない。小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するとあります。すなわち道徳は教科でない。では、評価はどうするのだという問題は当然あります。そして、教材の充実も含めて、いろいろこれからクリアしなければならない。また、いじめ対策として期待されるわけですが、果たしてどの程度の防止や解決に寄与するのか、現状では不透明な部分が多いとあります。

ただ、今回、私はいじめの問題を質問させていただいているわけですが、今までいろんな教科書の検定基準や教科書でできた後の心ノートの扱いなど、いろいろそういういじめの防止策をやってきたわけですが、なかなかいじめの絶対的な数が減っていない。そういったことで、いよいよ教科化しよう、という動きがあるようであります。これはまだこれからのことですが、教育委員会さんとしてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

報道によりますと、今お話しいただきましたように、政府の教育再生実行会議における道徳の教科化の提言に基づきまして、継続的に開催されておりました道徳教育の充実に関する懇談会におきまして、小中学校の道徳を教科に格上げする提言が今まとめられました。そして、今、文部科学省もその教科化に向けて検討していくということだろうと思います。

いじめを未然に防ぐために、児童生徒一人一人の他人への思いやりやいじめを絶対にしない、許さないという心を育てるための教育を目指すものと思います。現在、学校における道徳教育は、道徳教育推進教師を中心として全教育活動の中で行われております。今後、ご指摘のように、教育委員会ではということですが、これから文科省のほうで審議されると思います。今までは教科ではございませんでしたので、副読本ということで教科書も違っておりました。これから教科化されますと、検定の教科書が使われていくと。では、その教科書をどんな基準で求めたらいいのだろうかというようなこと。それから、教科ですから、評価が伴います。その評価するとき、道徳は心の問題ですので心をどのように評価していったらいいのだろうか。数値化は難しいのだろうかと思います。そういったことの検討。それから、本当に制度を改めただけではなくて、今お話のように、道徳教育が充実していかないとならないのだろうか。そうしますと、教職員の道徳教育の指導力。では、その指導力をつけるためにどんな体制をしていったらいいのだろうかということが、これから検討されていくものと思います。

いずれにしましても、道徳教育は、児童生徒の社会性や批判意識、思いやりなどの豊かな心を育てる重要な教育であるというふうにとらえております。今後の方向性を見ながら、充実させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） いろいろ質問させていただきました。まだまだお話ししたいこともございますが、もうこれで時間が来ましたので、質問を終了させていただきますが、日ごろの教育委員会さん、学校、私も時折見させていただく、あるいは意見交換させていただく、校長先生とも話をさせていただく中で、現場の、現場と言っては何ですけれども、授業風景等もいろんなクラスで見させていただきます。そういった中で、いつも思うことは、まだ千代田の小中学校においてはそんな深刻なものはないなと思っているのが、いつもオープンスクールを見てきた後の感想であります。ただ、隠れたところでは何かあるだろうな、いつもそう思いながら学校を後にするわけですが、教育長の答弁にいろいろ聞かせていただいた中で、たくさん思い当たることもございます。

最後に、これは要望ですけれども、申し上げます。私、例えば子供たちが授業時間、そして休み時間、まあ給食時間までは余り見ることもないのですが、その休み時間にふざけ合っている。男の子たちが元気をもてあましていると言ってもいいかもしれません。そういった中で、いたずらなのか、いじめなのか、わからない。あるときに男子が非常に元気にふざけ合っているというか、プロレスごっこといいますかね、ちょっと私それ見たときに、同室の女子生徒に聞きました。「あれはひよっとしたらいじめじゃないの」と私は聞きました。「いえ、あれは遊び」と明確に回答ありました。すなわち遊びといじめの差というのは……ごめんなさい、失礼しました。遊びといじめ、あるいはその境といますかね、非常に難しいところあります。日々の中でそういったしっかり自分たちが見る目を養って、対応策をとっていければと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、7番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、黒澤議員の登壇を許可いたします。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） おはようございます……

○議長（細田芳雄君） スイッチを入れてください。

○10番（黒澤兵司君） 通告順に従いまして質問させていただきます。

7年後の2020年、東京でオリンピック大会が開催されることが決まりました。今思い出しますと、前回のオリンピック大会は、私が就職して2年後の今から50年前の出来事でありました。昭和の合併が行われて9年後のこともありました。この間において、正田美智子さんが現在の……何だ、忘れてしまった、皇太子殿下と成婚なされており、またスポーツ界では、立教大学の野球部に所属の長嶋茂雄選手が6大学史上初の在学期間8本のホームラン記録を樹立し、その後のプロ野球の隆盛のもとにもなりました。当時は、物や材料の物資が不足気味でありました。そんな状況の中、東京オリンピ



ック大会の開催に向けて、各企業が経済効果の恩恵にあずかりました。建設ラッシュでゼネコンが潤い、ダンプカーや人手の需要が増え、重機や自動車の生産に追われ、個人所得も今では考えられないほど増え続けて、金融機関、証券会社、銀行等のボーナスも半年で10カ月や1年分の支給も聞かれました。所得倍増により、カラーテレビや洗濯機など家電の購入が増え、生活の豊かさが感じられてきた時代でもありました。また、オリンピック開催のおかげであったと思いました。

さて、現況の我が千代田町では、第五次総合計画で平成23年度から平成32年度間の基本構想を策定されております。まちづくりの課題の中で、地域産業の活力向上がうたわれております。地域産業では、農業後継者の不足、社会経済の変化により求人が減少するなど、活力の低下が懸念されております。発展した活力あるまちづくりを図るために、新たな工業団地の造成や商業区域を活用した優良企業等の誘致、就業や起業（起こす業）など、勤労者支援及び地域商業の育成・支援など、産業の活性化が求められております。7年後の東京五輪開催の効果は未知数ではありますが、新規工業団地候補地決定はベストのタイミングであろうかと思えます。計画実施が万全に遂行できることを期待して、質問に入ります。

新規工業団地候補地決定については、既存の千代田工業団地隣接の北側と南側で検討されていたが、地元説明会及び議会全員協議会において説明のあった、候補地を南側と決定された要因を伺いたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町では、町民の新規雇用と安定財源確保のため、平成21年度より工業団地誘致検討プロジェクトを設置し、立地条件の採算性、農政協議等を勘案しながら、新規工業団地の誘致・検討を行ってまいりました。第五次総合計画においても、「千代田町工業団地周辺に新たな工業団地の検討を行い、産業基盤の集積に努めたい」と位置づけさせていただいております。

また、東日本大震災を契機として、特に首都圏直下型地震に備えた首都機能の分散化やバックアップ機能の構築など、災害時のリスク対策が非常に大きな課題となっております。本県では、東京からの地理的条件や自然災害が比較的少ないこと、関越、上信越、東北自動車道に加え、北関東自動車道の全線開通により、県内交通網の利便性が向上し、全国に迅速なアクセスが可能な場所となっております。こうした優位性を生かして、県では官民一体となった誘致運動を推進するため、県内全ての市町村や経済団体等で構成する群馬県バックアップ機能誘致協議会を設立し、協議を重ねた結果、需要に応えるまとまった候補地の選定が必要ということで、県内全ての市町村へ新規工業団地候補地の調査を実施し、県内10カ所で178ヘクタールが候補地に選定され、事業化に向けた調整協議が行われているところでございます。

千代田町では、千代田工業団地隣接の北側と南側を候補地として検討を行ってまいりました。昨年

末に検討区域内の土地所有者の皆様にご協力をいただきましたアンケート調査（回答率93.4%）の結果、北側91%、南側96%と南側のほうがご協力いただける回答が多かったこと、また事業の採算性を踏まえると造成費用面も南側のほうが安価であることなど、今後、事業実現に向けた国、県等の関係機関協議や平成27年に予定されている県の都市計画区域定期見直しに向けた検討を行った結果、事業の実効性が高い南側を候補地として決定させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 地権者の意見なのですが、北側に既存の建物、こういうものがありまして、こういうものは移動せずに縮小した北側のほうが工業団地としていいのではないかという意見もありました。この辺についての計画検討、または問題点、そういうものはどういようにされたのか伺いたしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長、答えますか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

もちろん検討はいたしました。建物を残した場合、地型が整形とならないことで分譲が難しくなることや、残った建物に日陰や日照にかかわる問題等が生じることがあります。また、市街化区域編入に当たり、一部を調整区域として残すことが認められないことが大きな要因となっております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 候補地の大きさについて、関係地権者へのアンケート調査では、もう少し広いエリアで実施されていたように伺っております。間々下道路というのがありますが、その東側は含まれずに、大きさを18ヘクタールと小さくした理由を伺いたしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

南側の候補地につきましては、アンケート調査で約26ヘクタールの範囲で実施させていただきましたが、候補地の大きさを18.3ヘクタールにさせていただいた理由としましては、まず、大きさが20ヘクタールを超えると、環境アセスメントによる環境影響評価を行うこととなります。これは大規模な開発事業を行う前にその事業実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測及び評価を行い、環境安全のための措置を検討し、環境と開発の調和を図っていくためのもので、時間的にも2年程度を要するため、平成27年の都市計画区域の定期見直しに間に合わないことや経費的な面もかかることに加え、進出企業への分譲可能である適正な大きさ、適正な売却価格の確保のため、20ヘクタール以下にすることが最善であると判断させていただきました。

また、町道9号線、通称間々下道路は、地域の重要な幹線道路であるため、つけかえや廃止は好ましくないと判断し、むしろ広域農道から候補地までのメインのアクセス道路として重要な役割を担うことから、間々下道路で分断される東側については含まず、西側の一団となる18.3ヘクタールの区域に決定させていただきました。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 次の質問をしたいと思います。

説明会において、公園、調整池の話がありました。公園、調整池はつくるのか、また位置や場所は決まっているのか、伺います。住民の意見なのですが、公園施設は宅地により近い場所を望んでおります。利便性や住民目線が多くなり、安全性が考えられ、子供たちや年配者の利用価値が高まり、地域、世代間の交流が活発になり、よい効果が期待できるのではないかと、こういう意見もありますので、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

工業団地の造成を行う場合、都市計画法に基づく開発許可を取得することが必要であります。この開発許可基準の中に、開発地域面積の3%以上の公園緑地を設けることが義務づけられておりますので、つくらなければなりません。また、調整池についても、開発許可基準により、放流先となる河川への負荷を考慮し、開発区域面積や予定建設物の用途に応じた5年確率以上で想定される時間当たり最大降水雨量を一時貯留させるため、適当な調整池を設ける必要があります。位置や場所についてありますが、公園緑地について、分譲区画を考慮した中で流動的な対応が可能ですが、調整池については、放流先となる河川の五箇川に近い候補地内北側の位置とすることが最善であると考えております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） まだいろんな計画は立っていないかと思っておりますけれども、公園をつくるということについては、ぜひ前向きな姿勢で、住宅地に近いほうをお願いできればかなと、こんなふうに私個人では思っております。

続きまして、道路整備や区域内に含まれる大排水路があります。その環境整備はどうするのか。これについて伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

道路整備については、先ほど申し上げましたが、既存の町道9号線、通称間々下道路をメインのアクセス道路として、広域農道の信号交差点から拡幅整備を行う必要があると考えております。また、

候補地外周道路についても、拡幅や新設整備を行う必要があり、あわせて、工業用水や上水道整備を行う必要があると考えております。区画内に含まれる大排水路につきましては、現状のままでは進出企業へ分譲する際に支障となりますので、候補地東側へ間々下道路の拡幅整備とあわせ、切り回しする必要のあると考えております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、町長さんも今現実にはふれあいタウンだとかいろいろな問題を抱えて、一生懸命頑張っているのかと思います。そういうことも含めて、進出企業は決まっているのか。また、企業が進出した場合、固定資産税の見込みと、現状と比較してどうなるのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

進出企業については、現在のところまだ決まっておりませんが、10月下旬に、まずは既存の工業団地へ進出いただき、お世話になっております地元大手企業様5社へ私が直接訪問させていただきまして、新規工業団地計画の情報をお知らせさせていただいたところであります。各社関連企業様も含め、拡張や集約等の計画はないかなどの要望を伺ってまいりましたところ、各社とも関連企業を含め本社まで話を上げていただけることとなっておりますので、できればよい回答をいただき、実績ある各社様のいずれかが誘致できれば何よりと思っております。

また、企業が進出した場合の固定資産税の見込みについて、建物については企業が進出しないと算定できませんが、単純に土地のみの比較となりますが、現状と比較して約1,600万円程度の増額が見込まれるのではないかと考えております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 候補地の決定ということで、今後のスケジュールですか、どんなスケジュールで進めていくのか、その辺について、わかる範囲で結構ですからお答えいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在のところ、平成27年の都市計画区域定期見直しにあわせ、県内同時に農林調整を行っているところであります。9月下旬には関係者の皆様にお集まりをいただき、地元説明会を開催させていただきましたところでございますが、出席された皆様からはおおむね賛同をいただきました。今後につきましては、現在行っている農林調整が平成26年夏ごろまでの予定となっており、その後都市計画法に基づく手続きを行い、平成27年夏ごろに都市計画決定告示「市街化区域編入」を予定しております。また、用地関係につきましては、平成26年度より協議を開始させていただき、買収単価の合意をいた

だいた後、平成27年度中に用地買収を完了し、平成28年度に開発許可を取得、その後平成29年度末までに造成工事を完了させ、平成30年度分譲開始を目標に進めてまいりたいと考えております。これは、法定手続き等踏まえ、順調に進んだ最短のスケジュールとなっております。順調にとは、関係地権者のご理解とご協力による100%の同意と進出企業の決定が最低条件となっており、いずれかが欠けても法定手続きや事業化におくれが生じてきますので、関係地権者のご理解とご協力のもと、私もトップセールス等、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。そして、できるだけ早期に進出企業の決定によりオーダーメイド方式で企業局にお願いできればと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 南側の新規工業団地決定候補地ですが、優良米生産の農地帯であります。利便性も高く、地権者側としては南側の農地を潰すにはもったいない。また、先祖伝来から引き継いだ土地への未練や不安を持っております。町の将来像を描くのには理解と協力が不可欠だと思います。事業遂行については、地権者や当事者に公平・中立で納得いく事業になるよう期待していきたいと思います。私も、「協働のまちづくり」ということで町の活性化のために協力していきたいと思いますので、今後とも順調な進捗に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、10番、黒澤議員の一般質問を終わります。

これより10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時09分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

続きまして、3番、坂部議員の登壇を許可いたします。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。余り前置きをせずに申し上げますので、答弁のほうもそのようにひとつよろしく申し上げます。

1番、臨時特例での報酬削減についてお伺いします。

役場職員、議員、一部事務組合の職員まで、今、同法に倣い報酬削減をしております。千代田町三役、現段階での報酬削減についてのお考えをお伺いします。町長の答弁をお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ご質問の町三役の給料削減についてであります、これにつきましては何回もご質問いただいているわけですが、町三役の給料につきましては、平成16年4月以降、町長30%、副町長15%、教育長10%の額がカットになっております。郡内においても、年度当初で板倉町長30%、明和町長20%、大泉町長10%、邑楽町長20%の削減を実施しております。30%の削減というのは千代田町と板倉町だけですが、郡内で一番の削減率となっていることはご理解いただきたいと思います。今回、郡内でのこの削減について話題になった事実ではありますが、それぞれの町ごとに政治的な理由や財政的な問題等でそれぞれ削減を行っているところから、今回、東日本大震災の復興のために削減しようという意見統一までは至りませんでした。その後、私たち町三役も削減するかどうかについての協議を続けてきたのは事実であります。そして、この際、年度末まで残り3カ月余りではありますが、削減に協力させていただきましようという結論に達しましたので、議会最終日に町三役の給与に係る臨時特例条例を提出させていただこうと考えております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 勇気あるご決断をありがとうございました。これによりまして、執行部内、役場職員、あるいは議会、そして一部事務組合、みんな足並みがそろったわけですから、モチベーションの向上、これは大いに期待するところがあるかと思えます。ありがとうございました。1番の質問事項につきましては、以上で終わります。

2番、舞木土地区画整理事業、この支援について、支援策をお伺いしたいと思います。事業発足当時は非常に地価が高かったのですが、昨今非常に地価が低迷しております。問題は、現在の保留地が当初の計画値で販売できない。その半値に近い値段になってしまっているということが問題であります。ですが、一応立地条件のいいところなので、私も近隣に住んでおりますので、下見に来る潜在的な購買希望者にも何回か会うことがあります。そのときに、異口同音にまず出てくるのは、「千代田町は暗いんだね。街灯がなくて夜見に来ると結構暗いんだよ」というような話がありました。ですから、そういうことを整備するとか、公園をもっと整備するとか、ほかに町長ならではの名案ありましたら、今私が申し上げたことにあわせてご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

町としての支援といたしましては、平成7年度から平成22年度まで、助成金として総額9億7,100万円の支援を行ってまいりました。しかし、長引く景気低迷の影響等もあり、地価の下落や事業資金による保留地処分が思うように進まず、組合の資金不足により金融機関からの借入金返済並びに残った区域の事業実施が困難な状況に陥りました。私も町長就任以来、組合に対し、町も協力するから組合側も自助努力してほしい、そうでないと町民や議会の承諾が得られないとお話をしてきました。組合といたしましては、平成21年11月開催の第4回舞木土地区画整理組合総会において、第3回計画変更

により、当初の事業面積31.1ヘクタールから28ヘクタールへと事業区域の一部を除外し、事業費の縮減を図るとともに、不足する事業費につきましては、組合役員の上、自助努力として2,000万円の協力金を支出することで組合員の承諾を得たものであります。町といたしましても、組合の自助努力に対し負担を少しでも軽減するため、議会の承認もいただき、平成22年3月に組合の金融機関からの借入相当額である3億7,200万円について、国からの土地開発資金の無利子貸し付けを町が借り受け、町と組合とで組合等資金貸付金借用証書により無利子貸し付けによる支援をいたしました。組合は金融機関からの借入金について全額を返済し、その結果、組合として年間約700万円の利息が軽減されております。

また、平成22年度で助成金が終了することから、平成23年3月には議会の承認を得て、公共施設管理者負担金に関する覚書に基づき、平成22年度までの助成金9億7,100万円を含め、総額13億100万円を公管金と認め、支援を継続して行っております。組合側も、現事業計画上の11億4,770万8,000円で事業を完了できるよう努力していただいているところであります。町といたしましても、平成21年11月に開催された舞木土地区画整理組合総会において、組合役員が組合員の皆様と約束したことや町からの無利子貸し付け及び公管金としての支出に対し、議会へ約束したことは守っていただければ、町といたしましては支援は惜しまないと考えております。

本町で、夜間の交通安全や防犯を未然に防ぐという観点から、町内全域に防犯灯を設置しております。しかし、防犯灯がなく暗い場所も存在していることから、地域の実情を把握するため、各区長さんには地元の防犯灯の新設、修理の総合調整の役割をお願いしております。区画整理地内におきましては、以前まで保留地が点在し、住宅と住宅の間隔が不規則であったため、計画的、規則的に防犯灯を設置することが難しい状況でありました。しかし、ここ数年は保留地の販売が順調であり、新築住宅が急増し、町並みが形成されつつあります。そのため、場所によっては、既存の電柱を使用し、おおむね1本おき及び50メートル間隔で防犯灯を設置した場所もございます。また、2号公園予定地にはLED防犯灯を設置いたしました。もちろん防犯灯の少ない箇所もありますので、地元区長さんからの要望を踏まえ、協議させていただき、防犯灯の新設を進めてまいりたいと考えております。

また、町では、地域ぐるみで犯罪を防止するという観点から、一軒一灯運動を推進しております。この運動は、既にご存じと思いますが、各家庭で玄関灯や門灯を一晩中点灯させ、町全体を明るくするものであります。これは、一軒一軒が点灯して町全体を明るくすることで犯罪の機会が減少する、町全体が明るくなるということにより、住民の安心感が向上する、住民が連帯して犯罪防止に取り組んでいるという意識の高さを外部に示すといった効果が期待できますので、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 町としての支援策、これについてはおおむね理解できました。

最終的にどうしても売れ残りが出たときは、町が肩代わりをして財政支出による後整理、そんなふ

うになるのではないかと私は思っていますが、そういうところに至る前に、やはり販売が一番です。販売促進を考えなくては行けないと、このように私は考えています。幸いなことに、町長が大英断でやっぱり整備してくれた区画整理第2公園、これは今、グラウンドゴルフを中心にして非常に利用率が高まっております。地域の方が役員になって、15区、16区、1区、2区、3区、その方たちが中心なのですが、この間は125人が集まってグラウンドゴルフ大会を挙行了しました。そのくらい地域の結びつきといいですか、活動が活発になっていきます。その南には、ご承知のとおり一本松という協働のまちづくりの拠点がございます、やはりこの近所の人たちは「ここが1等地だね」というような表現をしております。1等地ということは、住宅地、終の棲家にするにはいいところだろうと、このように考えているわけですね。そういうわけで、町が積極的にまた啓蒙してもらって、地域の整備をしてもらって、保留地が完売できることをお祈りしておきます。

次の質問に入ります。協働のまちづくりについて、副町長の答弁を求めます。平成25年9月26日、現地調査をされたようですが、この査察の目的と結果を伺います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 吉永副町長。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） ご質問にお答えいたします。

協働のまちづくりは、町民の皆さんのお力をおかりし、よりよいまちづくりを目指して、平成21年度より事業を開始しております。25年度におきましては、参加11団体と多くの町民の皆様にご協力をいただいております。協働のまちづくり事業審査委員会では、各団体から申請をいただいております協働のまちづくり事業に伴う助成金申請等につきまして、申請書や計画並びに事業活動に伴う各種資料をもとに、助成金交付等の内容が適正であるかを審査し、町の助成金交付についての参考とすべく、審査委員長より町長に審査結果についてご報告を行っております。

ご質問の、平成25年9月26日に行いました現地確認についてであります。25年度におきましては、協働のまちづくり事業審査委員会の委員につきまして、私を含め委員6名中、4名の委員の入れ替えがございました。このような中、審査を行った11団体の活動場所等について、現地に赴き、現場の確認を行うことが今後の審査活動に必要であるとの趣旨から、短い時間ではありましたが、現地に赴き、全ての団体の活動場所の確認を行いました。これは、査察ではなく、現地確認でありまして、この現地確認につきましては、今後の審査活動の参考になる内容でございますので、委員総意の希望により行ったものでございます。

また、査察の目的はということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、審査において申請書類等を参考に審査を行っておりますが、審査委員がみずから審査を行った団体の活動現場について、審査委員全員の総意で改めて現地に赴き、活動場所等の確認を行うことにより、各団体の活動するイメージなどが把握でき、今後の審査につなげていくことができるとの意見集約のもと、今回実施いたしました。協働のまちづくりにご協力いただいております団体は、本年度については11団体でござ



いますが、数年来継続的に活発な活動をいただいている団体がほとんどであります。この現状を審査委員は把握し、今後の審査につなげていくことが目的となりますが、長い1年間に及ぶ各団体の方々の熱心な活動には本当に感謝を申し上げます。私たち審査委員は、短い時間内に全団体の活動場所の確認を行いますので、その活動の一部しか確認できませんが、町内のことでありますので、審査委員全員が団体の活動場所を確認しておくことにより、各団体の活動状況を推察できるものと考えております。

また、協働のまちづくり事業は、関係する役場の各所管課局との共同体制で行っているものでございます。審査委員会といたしましては、今後このような活動を通じて気がついた点やアドバイスなど取りまとめたものを各局へ参考意見として提供することにより、微力ではありますが、よりよい協働のまちづくりの推進につながっていただければと考えておりますので、決して悪意があって現場を見ているわけではございませんので、ご理解をいただければ、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） ご回答ありがとうございます。

財政支出、助成金を出費するということにつきましては、やはり「計画、実行、確認、処置」、例によって私の考えなのですが、そういうことを町長が肝いりで啓蒙、トップダウンをして、地域の町民は町長のご要望に従って地域のことは自分たちでやろう。花を植えることもいいし、作物をつくることもいいし、整備をすることもいい。そういうことで地域活動を真摯にやってくださっているわけですね。議員になる前、私ももっともっと積極的にやっていましたが、今ちょっと手抜きをして地域の方たちに甘えている状態なのですが。そういうことで、計画をしたら実行する、実行したらその状況を確認する、それで結果を反省する、これが基本だと思います。それに従ったということで、査察ではない、調査だということで、一応そのお言葉は受けとめておきましょう。ただし、会計検査院だとか消防署による設備点検、こういうときには、消防設備の点検に伺いますので、千代田町さん、準備をお願いします、あるいは帳票の整理をお願いしますということで、会計検査院のほうからいろいろ事前に話があると思うのです。ところが、事前通告もせずに、例えばパークサイドクラブの話なのですが、全周にロープを張って区画をしています。要するに、外部の人が入らないように、作物もつくってありますので、そういう考え方も一部にあってやっているようにしております。ところが、そこへ車で行って、車の上から見る程度ならばいざ知らず、その現場へ、管理者がいて管理されている耕作地へ踏み込んで、それで草が生えている、あるいはネットを張ってあるかとか、防鳥ネットがあるかどうか、そういうような「査察」をしたというような話も聞いております。これはボランティア団体に対する敵対行為というか、何か尻尾をつかんでやろうというような考え方がうかがえるのです。これは、一生懸命地域のためにやっている町民団体に対してちょっと失礼な行動ではなかろうかと思っております。途中で申し上げましたように、当然そういう調査、査察をするのであれば、その団体の責任者に対して、何月何日お邪魔したいと思うのでよろしくとか、時によってはお立ち会いをお願いしま

すとか、その程度の礼儀作法、これがハウレンソウであってしかるべきではないかと、このように思います。それがとれていないということについて、今さら質問しても返ってくる答えは大体想像がつきますので、その辺にやめときますが、かつて草が生えているという話がこの議場の中でも出てきました。すなわち除草の程度、こういうこともちょっとお伺いしたところなのです。町が発注している緑地の管理委託、これについては、ゴルフ場のグリーンよろしく、0.何ミリ以下の背丈になっていないか、雑草はオオバコ生えてはいけけない、クローバーが生えてはいけけない、ネコジャラシが生えてはいけけない、アカザが生えてはいけけない、そういう規定が特にないわけですよね。ですから、要はボランティア活動なのですから、町民の方々にやっていただくわけですから、そういうきつい追及というか、質問とか、それはあってはいけけないことなのです。それで、草は草でちゃんとした理由があります。カラス対策、あるいは心ない人からの盗難防止、天然のマルチ効果、栽培土の飛散防止、こういうことを含めて、クラブ員がみんなで相談して活動団体に決めてやっていることなのです。今はちゃんと団体がきれいに整備してくださっていますので、その辺だけご理解いただければ結構です。

それでは、4番、事務全般についてお伺いをします。通告では、事務の停滞はありませんか。契約は適正に行われていますか。財政支出に不正はありませんか。職務の速度は評価できる速度で内容がありますか。事業計画は綿密にされていますか。予算と事業計画に当たったの明細書は整備し、きちんと具備されていますか。そんなようなことを書いていたつもりです。これは、停滞なく町民の要望に沿って、予算の許す限り、あるいは法律の許す限り進めていますという回答があるかと思うのですが、1つ、2つだけちょっとアドリブ的にお伺いしたいと思います。

病児保育の進展状況、住民課長からちょっと、アドリブで結構ですから、ご説明いただければありがたいのですが。よろしくをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 坂部議員、質問者に申し上げます。

これは通告に全然入ってなくて、かなり違う項目なので、今回は避けたいと思います。

〔「通告にないと」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ええ、通告制でございますので。

3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） わかりました。詳細な通告がなかったということで、事務全般について質問ということで出しまして、その中に事務の停滞はありませんか、契約は適正に行われていますかということで書いているわけですから、常任委員会その他で話し合っていることでもありますし、当然回答は事前に通告しなくてもポツと出てくるようなふうに私はとっていたのです。ですから、通告してあることが今私が質問申し上げたことに当たると思ったのですよ。無理であれば結構です。また、常任委員会その他でお伺いしたいと思いますので、町民の皆さんへ議会として議員として報告できるような回答を、またお願いしたいと思います。

ほかにもちょっとあるのですが、マクロ的な項目になっていますので、3番、坂部敏夫の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたします。

あす6日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時44分）



## 平成25年第4回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成25年12月6日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 2 議案第47号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第48号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第49号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第50号 千代田町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例
- 日程第 6 議案第51号 千代田町後期高齢者医療に関する条例及び千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第52号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第53号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第54号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第55号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第56号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第57号 町有地の処分について
- 日程第13 発議第 5号 千代田町議会基本条例の制定
- 日程第14 発議第 6号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住 民 福 祉 課 長	塩 田 稔 君
環 境 保 健 課 長	野 村 真 澄 君
経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	高 橋 充 幸 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(細田芳雄君) おはようございます。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(細田芳雄君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(細田芳雄君) 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今後の新ごみ焼却施設建設準備に伴い、太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備推進協議会の事務と経費の支弁方法を継承するため、組合規約を変更する必要が生じ、関係自治体に対し協議が出されましたので、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

内容としましては、昨年7月の太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備推進協議会において決定いたしました方針に基づき、今後太田市外三町広域清掃組合において新ごみ焼却施設の建設を進められるよう規約の一部改正を行い、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、その事務手続を行うものであります。

協議に付する内容は、組合規約第3条で共同処理する事務について、ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務を追加し、第12条の経費支弁の方法における分賦割合を協議会と同様とするものであります。

また、附則では、施行日を平成26年4月1日とし、太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備推進協議会の事務を継承するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細田芳雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第47号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第47号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月に人事院より勧告された国家公務員の昇給制度の見直し、国において平成26年1月から施行されることに鑑み、本町においてもこれに準じた措置を行うため、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、千代田町職員の給与に関する条例の改正に伴い、千代田町職員の育児休業等に関する条例につきましても、条文の整理と読みかえ規定を追加する必要がありますので、あわせて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） おはようございます。それでは、議案第47号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

平成24年の人事院勧告によりまして、50歳代後半層の給与水準を抑える昇給制度の改正が勧告され



たことを受けまして、本年6月に国会で法律が改正され、55歳を超える国家公務員の昇給抑制が平成26年1月1日より施行されることとなりました。町では、これまでも国、県の改正に倣いまして給与改定を実施してきたことを踏まえまして、今回所要の改正を行うこととしたものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料新旧対照表によりご説明をさせていただきます。資料1ページの千代田町職員の給与に関する条例の第4条第4項に、「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」の文言を加え、55歳を超える職員の扱いを第5項で定めるよう改正するものであります。

また、第5項では、現行では55歳を超える職員の昇給基準を2号給と定めていたものを、勤務成績が良好である場合に限り行うとし、昇給の号給数を規則に委任するよう改正するものであります。なお、この際の昇給の号給数につきましては、群馬県の改正に倣い、現行の2分の1程度と設定をする予定でございます。つまり改正条例の施行後においては、55歳を超える職員の昇給は、他の職員の4分の1程度に縮減されることとなります。

資料をおめくりいただきたいと思っております。2ページ、3ページでは、改正条例附則第2条により、現行の千代田町職員の育児休業等に関する条例の条文を整理するものであります。具体的には、第16条の表において、現行では第4条第9項が表の頭に位置していたものを、第4条第1項より順番に並べかえ、表内の文言整理を行うものであります。同様に第19条の表中、現行では第4条第1項、第2項及び第4項とまとめて定めていたものを、第4条第1項により語句の定義を行い、その他に引用するよう表内の文言整理を行うものであります。

最終の4ページでは、改正条例附則第3条により、育休条例に読みかえ規定を追加するものであります。具体的には、給与条例改正附則第2条で改正した育休条例の第16条及び第19条に、給与条例改正に伴い読みかえ規定を追加するため、表中「第4条第2項及び第4項」とされていたものを、「第4条第2項、第4項及び第5項」と改正するものであります。

なお、施行期日は平成26年1月1日ですが、附則第2条の規定は公布の日から施行いたします。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。議案第47号について質問申し上げます。

法に従いまして、職員の勤務評定は定期的にそれなりにされていると思っておりますが、その勤務評定の評定基準並びにその結果、これについては町民もしくは議会議員、これが申請した場合には閲覧もしくは情報開示していただける体制にありますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） お答え申し上げます。

本来であれば、勤務評定につきましては評定した結果をその職員に公表しまして、本人の分ですね、本人の分だけは説明をしまして改善を図っていくというのが本来であります。しかしながら、こういった小さな職場、しかも同じまち内から来ている職員同士でございます。いろいろとほかに影響が出てくる部分もございますので、フィードバックはしておりません。ただ、勤務内容が問題がある場合は、本人を呼んで説明をしております。それから、議員から今申し出のありました職員の勤務評定の公表については、人事関係でございますので、公表いたしません。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 総務課長の回答ありがとうございました。一部わかりました。

先ほどご質問申し上げましたように、勤務評定をするのにはそれなりの勤務評定の基準、管理基準といえますか、査定基準、これは明確に定められていますか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

勤務評定をする以上、当然基準はあります。

○議長（細田芳雄君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第48号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第48号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることになりました。これにより、千代田町税条例におきましても改正の必要が生じたので、所要の措置を講ずるものであります。

今回の改正は、個人町民税に関する改正であります。主な内容であります。1つは個人町民税の公的年金からの特別徴収につきまして、その徴収方法や徴収税額の算定方法の見直し、もう一つは個人町民税の所得割額算定の基礎となる所得のうち、公社債や株式等に係る金融所得についての課税の見直しであり、これらの規定を整備するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） おはようございます。それでは、議案第48号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることになりましたので、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

お手元に議案第48号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、新旧対照表の1ページから2ページにかけて記載のあります第47条の2、第47条の5でございますが、これらは公的年金からの特別徴収制度の改正であります。まず、47条の2でございますが、これは公的年金の所得に係る個人町民税の特別徴収についての規定であります。公的年金の支払いを受けている満65歳以上の納税義務者が、町外へ転出した場合や年度中に特別徴収税額に変更があった場合、現行では公的年金等からの特別徴収を停止し、普通徴収へ切りかえとなりますが、改正では転出日の属する年度中の特別徴収を継続するという規定を整備するものであります。

次に、2ページの第47条の5でございますが、これは年金所得に係る仮特別徴収税額の算定につい

ての規定であります。個人町民税の公的年金からの特別徴収につきましては、現行では4月、6月、8月の徴収月に、前年度の10月、12月、2月に徴収される本徴収税額をもとに算定した仮徴収税額を徴収しております。この方式によりますと、年税額が年度により変わった場合、その翌年度の仮徴収税額も増減をすることから、これを改善し、年度間の仮徴収税額が極端に増減しないように、つまり平準化を図るものであります。今回の改正によりまして、4月、6月、8月の徴収月に徴収する仮徴収税額につきましては、前年度の年税額の2分の1の額という算定方法の見直しを図るものであります。

次の第7条の4から附則の改正となります。まず、第7条の4でございますが、ここでは寄附金税額控除における特別控除額の特例を規定しておりますが、個人町民税の所得割算定に係る所得を算定する規定におきまして、今回の改正によりまして附則に第19条の2が追加され、また現行の第20条の2が条ずれにより第20条となることに伴い、引用条文を追加及び修正をするものであります。

次に、3ページの第16条の3、ここから9ページの第20条の2までの改正につきましては、国の金融証券税制の改正に伴う条例改正となります。国では、社会的な要請及び経済対策の一環から、預貯金へ偏った資金を投資へ誘導することにより、資金の好循環を図り、経済に活力を与えることを目的として、現行の複雑な金融税制を見直し、簡素でわかりやすい税制に改め、個人投資家による金融商品への投資を促すために法改正を行いました。具体的には、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の金融所得間の課税方式の統一及び損益通算範囲の拡大など、金融所得課税の一体化を図ろうというものであります。これにより、現行では上場株式等や公社債等が異なる課税方式となっており、損益通算等が限定されておりましたが、改正後は両者の譲渡所得や配当及び利子に係る課税方式を統一し、新たなグループに再編することで損益通算範囲の拡大とリスク軽減が図られ、より投資を促す効果が期待できることとなります。これらの法改正に伴い、税条例も改正が生じたものであります。

まず、3ページから4ページにかけて記載しております16条の3でございますが、ここでは上場株式等の配当所得に係る町民税の課税の特例を規定しております。上場株式等に係る配当所得の分離課税につきまして、国債や地方債等の特定公社債の利子が対象に追加されましたので、見出しも含め、現行にある配当所得を利子所得及び配当所得または配当所得等と文言を修正するほか、条例適用の申告書の提出について条文の削除、追加等を整備するものであります。

次に、4ページ下段の19条と6ページの第19条の2でございます。今回の法改正により、現行の株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきましては、1つは一般公社債等及び非上場株式等に係るグループと、もう一つは特定公社債等及び上場株式等に係るグループとの2つに再編され、課税方式がそれぞれ統一されました。これに伴い、条例におきましても現行の株式等を改正案のように、一般株式等と上場株式等という2つの条例に再編することになったものであります。

まず、19条でございますが、一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得の分離課税につつまし

て、現行の株式等を一般株式等と文言を修正し、その譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例規定を整備するものであります。

また、6ページの第19条の2につきましては、全部改正により、これは再編されたために、この部分を全部改正により特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきまして、上場株式等という文言を規定し、その譲渡所得に係る町民税の課税の特例規定を整備するものであります。

なお、現行の第19条の2につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、条例の簡素化の観点から、今回全部改正により削除いたしますが、地方税法上はこの規定は残っておりますので、取り扱いは今までどおりであります。

次に、7ページ、現行の中段にあります第19条の3から20条までの規定でございますが、それぞれ単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、また地方税法上はこの規定が残っておりますので、条例から削除し、簡素化を図るものであります。

次に、下段から8ページにかけての第20条でございます。ここでは、先物取引に係る雑所得等の個人町民税の課税の特例を規定しておりますが、条番号及び本文中の引用条文につきまして、先ほどの5つの現行条文の削除による条ずれを修正するものであります。

8ページ下段、現行の第20条の3につきましては、前述の条例削除と同様の理由により削除するものであります。

次に、9ページの第20条の2でございます。ここでは、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の特例を規定しておりますが、条約適用配当等に係る分離課税につきまして、特定公社債等の利子等が対象に追加されたことに伴う改正を行うもので、先ほどの条文削除により条番号及び本文中の引用条文につきまして条ずれを修正するものであります。

最後に、11ページ下段、現行の第20条の5につきましては、これまでの条文の削除と同様の理由により削除するものであります。

なお、今回の改正条例の施行日は、平成28年1月1日とするものでありますが、ただし書きによりまして、第47条の2及び第47条の5の改正規定は、平成28年10月1日、附則第7条の4、第16条の3及び第19条から20条の5までの改正規定は、平成29年1月1日となるものであります。

施行日が平成28年と29年ということで随分先でございますが、これはこの改正によりまして金融関係あるいは証券関係などの関係機関によりますシステム改修が当然必要となってまいりますので、この要する期間等を考慮したものとなっております。

また、今回改正をご提案いたしましたのは、税制改正は毎年実施されております。条例改正も毎年必要となるため、今年度の改正をたまたま期間があるからといって先延ばしをいたしますと、次の年の改正が場合によっては重なったり、あるいは追いつかれてしまうなど対応が非常に難しくなってまいります。その都度、その都度改正をしておく必要がありますことから、今年度のものは今年度中に改正をし、次年度の改正に備えたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第49号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第49号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法一部改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることになりました。これにより、千代田町国民健康保険税条例におきましても改正の必要が生じたので、所要の措置を講ずるものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の所得割額算定の基礎となる所得のうち、先ほどの税条例の改正にもありましたように、公社債や株式等に係る金融所得の課税を見直すものであり、これらの規定を整備するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第49号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規制の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行となることになりましたので、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の所得割額算定の基礎となる所得の算定に関する改正であり、前の議案の町税条例の一部改正と同様に、国の金融証券税制の改正に伴い、附則の改正を行うものであります。

お手元に議案第49号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明させていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、第3項でございます。ここでは、上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定しておりますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、国債や地方債などの特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、配当所得を配当所得等に改めるものであります。

次に、第6項及び2ページの第7項でございますが、税条例の改正と同様に現行の株式等に係る譲渡所得等の分離課税につきまして、法改正により、1つは一般公社債等及び非上場株式等の一般株式等のグループ、もう一つは特定公社債等及び上場株式等の上場株式等のグループというように2つのグループに区分されたことから、本条例におきましても第6項を一般株式等に係るものと、次の第7項を上場株式等に係るものと区分し、それぞれ譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例規定を整備するものであります。

改正は、第6項では文言及び引用法令の項の修正を行い、2ページの第7項では現行の第7項を全部改正し、規定の整備を行うものであります。これにより、現行の第7項は削除されることとなりますが、これは同項が単に課税標準の計算の細目を定めるもので、簡素化の観点から削除するものであります。ただし、地方税法上はこの規定は残っており、取り扱いは今までどおりとなります。

次にあります現行の第8項及び第9項も同様の理由から削除するものであり、このため3ページの現行上段の第10項が第8項に繰り上がるものであります。

次の現行の第11項も同様の理由で削除いたしますので、これにより現行第12項が第9項に、第13項が第10項に、第14項が第11項にそれぞれ繰り上げとなるものであります。なお、第11項につきましては、条約適用配当等の分離課税に係る国民健康保険税の課税の特例規定であります。特定公社債の

利子等が対象に追加されたことにより、文言を修正するものであります。

最後の4ページ、現行の第15項につきましては、先ほどの項の削除と同様に、単に課税標準の計算の細目を定めるもので、地方税法で規定が残っていることから、削除するものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。また、経過措置として、改正規定の適用区分をそれぞれ定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、議案第50号 千代田町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第50号 千代田町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律におきまして、延滞金の特例割合の改正が平成26年1月1日から施行されることに伴い、本条例においても改正を行う必要が生



じましたので、所要の措置を講ずるものであります。

主な内容であります。地方税法及び千代田町税条例を準用し、税外諸収入金に係る延滞金の割合等の見直し並びに現状にそぐわない夫役現品に係る規定の削除など、これらを改正の目的として全部改正を行うものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、続きまして議案第50号 千代田町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、地方税法及び町条例におきまして延滞金の割合の改正が平成26年1月1日に施行されること、また今の時代にそぐわない夫役現品に係る規定がそのまま条例に残っていることなどを理由としまして、延滞金割合の見直し及び夫役現品に係る規定の削除などによりまして全部改正を行うものであります。

お手元の議案の新条例につきまして、順を追ってご説明申し上げますので、議案をご覧いただきたいと思っております。参考に新旧対照表もおつけしてございますが、全部改正でございますので、全部線が入っております。よろしく願いいたします。

最初に、新条例では、条例名を千代田町税外諸収入に対する督促及び延滞金に関する条例に改正し、新たな条例に改正するものであります。

次に、第1条でございますが、本条例の制定の趣旨を規定しております。

第2条は督促についての規定であります。納期限後20日以内に督促状を発し、納期限を10日を経過した日とするもので、例外としてただし書きにより、特別な事情があるものは15日まで納期限の延長を認めるというものであります。

次の第3条では、延滞金についての規定であります。ここでは、延滞金の割合を年14.6%とし、納期限後1月を経過する日までの期間については、年7.3%とする本則の割合を規定するものであります。なお、今回の条例改正の根拠となりました延滞金の割合の特例につきましては、附則のところでご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、第4条では、延滞金の端数処理の方法を規定するものであります。

続いて、第5条では延滞金の減免について、第6条では委任について、第7条では過料について、それぞれ規定するものであります。

続きまして、附則でございます。1項で新条例の施行期日につきまして、町条例に合わせ、平成26年1月1日とするものであります。2項では経過措置を規定いたします。3項では、第3条で規定する延滞金の割合につきまして、町条例と合わせまして当分の間として特例を規定するものであります。税条例等における現行の延滞金の割合でございますが、本則年14.6%につきましてはそのまま本則を

使用し、納期限1月までの年7.3%につきましては、特例により年4.3%と現在なっております。これらの割合につきましては、改正後はこの附則3項の本文後半に記載のありますとおり、年14.6%の本則につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、納期限後1月までの年7.3%につきましては、特例基準割合に年1%を加算した割合とするという特例を定めるものであります。よって、割合でお示いたしますと、特例基準割合が現在年2%と計算上はなりますので、現行の年14.6%が年9.3%に、納期限後1月までの割合、年4.3%が年3%にそれぞれ特例で引き下げになるものであります。なお、参考でございますが、地方税法で規定しております還付加算金も現行の年4.3%から年2%に引き下げられることとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 千代田町税外諸収入並びに夫役現品に対する督促及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第51号 千代田町後期高齢者医療に関する条例及び千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第51号 千代田町後期高齢者医療に関する条例及び千代田町介護保険条

例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正を基準とした町税条例の改正に合わせまして、延滞金の特例割合の改正が平成26年1月1日から施行されることに伴い、本条例においても改正を行う必要が生じたので、改正するものであります。

内容でございますが、地方税法並びに千代田町税条例を準用し、延滞金等の割合の改正を行うものであり、それぞれの附則におきまして特例を規定するものであります。納期限後1カ月以内では現行の延滞金の割合年4.3%を特例基準割合と年1.0%を加算した3%に、納期限後1カ月を過ぎた場合では本則の年14.6%を特例基準割合と年7.3%を加算した9.3%に、それぞれ特例にて引き下げるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 千代田町後期高齢者医療に関する条例及び千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、議案第52号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第52号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第6号）につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,280万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,326万6,000円とするほか、債務負担行為1件を追加するものであります。

補正の概要につきまして申し上げます。まず、歳入でございますが、町税におきまして法人町民税が伸びておりますので、追加いたしますが、都市計画道路整備事業におきまして地権者の事情により事業がおくれておりますので、国庫補助金及び土木債を減額するものであります。

次に、歳出でございますが、総務費の基金積立金や交通安全施設整備事業費を追加するほか、農林水産業費では農道整備事業費を追加いたします。また、教育費では、東小学校プールの漏水修理のため、施設整備費を追加いたします。しかしながら、土木費では、歳入で申し上げましたが、地権者の事情により都市計画道路整備事業におくれが出ておりますことから、やむなく事業費を減額するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第52号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第6号）につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条の第1項におきまして、予算総額に追加する補正額1,280万1,000円を定め、第2項で補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を第1表で定める旨規定しております。第1表は、2ページから4ページでございます。

次に、第2条におきまして、債務負担行為の追加補正につきまして、第2表で定める旨規定しております。

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。地方自治法第214条の規定により、表にありますように、LED防犯灯リース事業について、期間を平成25年度から35年度までとし、限度額を2,100万円と定めるものであります。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。なお、説明に当たっては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、歳入でございます。1款町税、1項町民税、2目法人でございますが、前年度までとはいきませんが、当初予算に対して大きく伸びておりますことから、4月から10月までの7カ月の申告額と来年2月の予定納税を含めた残り5カ月の納税額を考慮いたしまして、現年課税分を4,000万円追加いたします。

下段の13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金でございますが、都市計画道路整備事業におきまして、地権者のご事情により、本年度に予定しておりました事業の年度内完成が見込

めないことから、都市計画費補助金を2,035万円減額するものであります。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。上から2段目、17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金でございますが、群馬県後期高齢者広域連合からの前年度負担金精算金返還金が後期高齢者医療特別会計に入りましたので、一般会計へ108万3,000円を繰り戻すものであります。

次に、下段の20款1項町債、3目土木債でございますが、先ほどの国庫補助金の減額に関連しまして、都市計画道路整備事業に係る公共事業等債を1,040万円減額するものであります。

めくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。ここから歳出につきましてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございますが、公共施設建設基金に今回の補正の剰余金等を1,600万8,000円積み立ていたします。

また、9目交通安全対策費におきまして、ゾーン30の規制区域内の路面標示等、交通安全施設整備事業に450万円を追加いたします。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費でございますが、東保育園におきまして雨どい及び軒天の改修工事費を212万1,000円追加するほか、西保育園では不足する保育士を派遣会社から確保するため、2名分、204万8,000円を追加いたします。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、予防接種法改正に伴い、子宮頸がん等に係る電算システム改修費を21万円追加いたします。

めくっていただきまして、21ページ、22ページ、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費でございます。次のページにもありますように、用排水路等整備事業に535万円追加いたしますが、これは上五箇地内の農道整備に係るものであります。

めくっていただきまして、25、26ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございますが、都市計画道路整備事業を3,700万円減額いたします。これは、歳入のところででも申し上げましたように、地権者の事情によりまして年度内完了が見込めないことから、公有財産購入費及び物件補償費を減額するものであります。

次に、7目橋梁新設改良費でございますが、橋梁新設改良整備事業に850万円追加いたします。これは、丑起橋に係る改良工事の内容変更によるものであります。

めくっていただきまして、27、28ページをお願いいたします。下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、東小学校におきましてはプールの漏水補修に係る委託料及び工事費等施設整備事業費を796万8,000円追加いたします。また、西小学校の関係では、南校舎屋上防水工事に係る入札減など、施設補修工事費を650万円減額するものであります。

めくっていただきまして、33ページ、34ページをお願いいたします。6項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費でございますが、温水プールの浄化槽排水ポンプ交換のため、施設改修等工事費

に57万円を追加いたします。

めくっていただきまして、35、36ページの14款予備費でございますが、予備費を87万8,000円追加いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

なお、次のページから今回の補正予算に係る債務負担行為に関する調書並びに地方債に関する調書につきまして順に掲載いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 都市計画道路の進捗についてお尋ねしたいと思います。

先ほど説明ございましたが、地権者の事情により進捗がおくれているとの説明でありました。該当する地権者の方の件数、そして賛成されておる方の件数、それから完成のなかなか見通しは難しいでしょうが、計画として完成はいつごろになるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 石橋課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 小林議員のご質問にお答えさせていただきます。

都市計画道路の進捗状況ということでございますが、平成23年から27年までの5カ年計画ということで、事業のほうは今事業認可を取得しまして進めております。現在、何回か質問いただきまして、回答させていただいているのですが、社会資本整備交付金の国庫補助を使っているのですが、毎年要望額に対しまして震災復興の影響もありまして半額程度というような交付内容となっております。今年度につきましても、できるだけ早目に進捗させようということで要望のほうをさせていただいたのですが、当初のやっぱり7,000万要望していたところに、実際国庫補助金の確定額というのが5,400万に対する55%というような内容となっております。それで、今回の地権者の事情による件数ということなのですが、1軒のお宅が相続関係で現在ちょっと難航しております。その相続をされた土地に賛成してくれている方1軒分なのですけれども、そこに引き家をして移転をしていただけるという予定だったのですが、移転先となる土地のほう相続が済まないということで、今年度その引き家補償、あとは引き家を予定しているお宅の用地買収費のほうを、今年度は現段階で相続はまだ無理だということなので、やむなく減額のほうをさせていただくものでございます。

それと、完成はいつごろかということでございますが、現段階では先ほど申し上げましたとおり、事業認可が平成27年度までということになっております。27年度を目標に進めておるのですが、状況からしますと国庫補助のほうも予定の半分程度しかついておりませんので、27年度よりも若干延期はやむを得ないかなというふうに現段階では思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） 非常に苦しいというか、大変なところ、事情を察しました。ただ、もう既に一部開通してそれなりの年数たちまして、私自分のことを言うのもあれですけども、新福寺から役場に来るときにいつも来る道を考えるような状態であります。町外からの役場へ来る方の利便性といえますか、あるいは西部地区の方の住民の利便性を考えたときに、少しでも早く何とか開通といえますか、できるように、よりご努力をしていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。今の小林議員の質問に追加して質問させていただきます。

国の事業認可をとって都市計画事業が進んでいるようですが、1つ、事業認可はどのくらいまで延長して認められるものなのですか。平成27年度道路供用開始ということですが、地権者の問題いろいろあって、それが27年、28年、29年、延びていったときに、どのくらいまで認可されるのか、状況を教えてください。

それと、最悪の場合、強制執行も視野に入っていますか。そのタイムリミットはどのくらいの年度に考えていらっしゃるんですか。それがあつた場合ですね。

以上、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問にお答えさせていただきます。

事業認可についてどのくらい延長できるかということなのですが、事業認可のほうの延長というのが、諸般の事情によりましてできるだけ短い期間というような形になっていくのです。切りもなくやっぱり長く延ばせないものですから、予算だとか都計道の進捗状況によって変わってくるのですけれども、できるだけ短い年数ということになってきます。

それと、最悪の場合の強制執行ということなのですが、現時点でちょっと考えておりますのは、事業のほう例えば賛成していただけない方等がいると、当然道路のほうがつながらなくて、道路というのはつながって初めて役割を果たすものですから、できれば町内のお住まいの方なので、できれば話し合いで持っていければいいと思っています。強制執行というところは、今の時点ではそこまでは考えておりません。粘り強く賛成いただけるように話し合いを進めていければと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 別件につきましてご質問申し上げます。

27ページ、この土木費なのですが、ここに住宅管理費ということでただいまご説明がありました。今ご説明いただいたこととは内容が違うのですが、関連質問ということでお伺いをします。昨今、千代田町の町営住宅、里東の町営住宅にお住まいの方2名から別な機会に苦情がありました。苦情というか、悩みの相談がありました。子供が小学校へ通っています。通っているのだけれども、同級生から、同じクラスの人から、おまえのうちはぼったんだってねと、ぼったん便所なんだって。こんなことを言われて、ぼったん、ぼったんと呼ばれているので、非常に悩んでいる。一時登校拒否みたいな症状に出かかったのだけれども、なだめさせて、そういうことは余りにしなくていいのだよ、頑張っ行ってきなさいというふうに両親が説得して、今登校しているそうですが、そういういじめが今出ているそうです。これを果たして教育長主観で、個々に注意をしていただくことは難しいかと思うのですが、要はそのトイレの改修ですね、これもかねて私もここで質問申し上げましたけれども、進行を早目にしていただくことも一つの手かなと思います。広域下水道の設備、それに関連して、いずれはされるのでしょうか、現状そのような問題が出ているそうです。

それと、子供には関係なく、そこに居住している方のやはり悩みなのですが、勤めから帰ってきて部屋に入ったら、夏場の間、ドアをあけて、もちろん網戸もあけて、しばらくの間中にいるハエを追い払わないと、食事も生活もままならない。そういう話です。夏になると、尻尾の長いウジ虫が便所の中を這い回り回って、ハエが非常に多く発生をして、幾らふたをしてあっても、部屋の中に、居住する空間にそういうものが飛び回っているそうです。そういう現状ですので、いじめ防止あるいは文化的な生活をしていただくためにも、そういう配慮をひとつお願いしたいと思います。それができないものかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員の質問にお答えさせていただきますが、トイレのほうの改修、何回かそういったご質問をいただいているのですが、やはり下水道のほうが完備されないと、どうしてもそちら流し場といいますか、その辺に接続がちょっと予算もかかってしまうので、厳しいかなという現状でございます。実情につきましては、大変今お話をいただきまして、実情についてはわかりました。

今後住宅のほうのそういった改修だとか、建てかえ等ということも議会のほうで何回かそういったお話もいただいているのですが、現在県のほうでもどうしても建てかえだとかそういったものになると多額な費用を要したりすることから、群馬県のほうでも民間借り上げということで、そういった住宅を町営住宅として利用するというような方向というか、そういったこともやり始めていますので、町のほうも建てかえだとか改修ということにあわせて、そういった民間借り上げというほうにシフトしていくということも考えていこうかなというふうに現状思っております。



以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） どうも回答ありがとうございます。

つきましては、難しいとは申し上げましたけれども、ぜひ教育長のほうも学校でのご指導、ひとつよろしくをお願いします。それと、これは要望みたいな話なのですが、昨今町長に区画整理第2公園の方へお出ましいただいて、視察をしていただいた経緯がございますが、町長、町営住宅のトイレ、この辺を、町営住宅の町内会長もいるのでしょうか。いますよね。そういう方に事前に打診をして、お断りをして、見せてもらうこと、視察をするご計画はありますか。ぜひ町長でもそういうところをご覧いただき、いろいろな方策をご配慮いただけたらと思います。そのご計画というか、ご決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 今までにそういうトイレのところとかというのは行ったことはありません。どんな状態かというのは全く気がつかなかったような、今話をしたようなことなのですけれども、あいているときというのも結構ありますので、そういうところで様子を見てくるということもできることです。見させていいただき、後で報告いたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3回で終わりです。

ほかに質疑はございませんか。

8番、柿沼議員。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 質問いたします。

債務負担行為補正ということで、LED防犯灯リース事業、期間が平成25年度から平成35年度までということで上がってきました。これは、私が最初に一般質問した件が実現してきたことなのですが、町長が国庫補助をとってきて、LEDがつくということだと思っておりますけれども、どういった業者がつけるのか。あるいは、LED防犯灯、どのぐらいつくのか。効果としてどれぐらい電気代が、経費が浮いてくるのか。こういった事業の全容についてお話しいただければと思います。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

LED防犯灯の導入につきましては、以前議会の皆様にもご説明を申し上げてございます。その後の経過につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。このLED防犯灯導入の国庫事業につきましては、環境省のほうの所管になるわけですが、やり方が、町はあくまで民間業者が設置したLED防犯灯を10年間のリースでお借りすると、そういう考え方です。ですから、町が工事を

うわけではございませんので、民間のほうでLED防犯灯に変えていただいて、それを10年間のリースで町に貸してくれると、そういう考え方です。ただ、一応契約をしてやらなくてはならないものですから、7月30日にプロポーザル方式の入札を実施いたしました。県内、現在館林市、それと桐生市、東吾妻町、そして千代田町の4団体がこの25年度の国庫補助の採択を受けて、今行っているわけでございます。

この事業、また来年度も続くそうで、来年度は何かかなり県内でもやりたいという自治体があるようでございますが、実際の受け皿となりますこの事業を受けていただける事業者が、本当に幾つもございます。今回もあちらこちら調べてみたのですけれども、最終的には2業者しかございませんでした。その2業者、三菱UFJリース株式会社、それと株式会社ヤマダ電機、この2社を指名いたしました。プロポーザル方式で提案をしていただいたということでございます。内容、それからリース料金等を判断いたしました。副町長以下教育長、課長とで内容を審査しまして、点数方式で決定いたしました。三菱UFJリース株式会社をお願いするということになりました。実際の工事を行うのは、館林電気工事協同組合、千代田町の電気業者も加盟しておりますけれども、この組合のほうに仕事をやっていただいて、工事が完成した来年4月以降、リースをさせていただくという流れになっております。

結局契約については、4月以降利用するのですが、来年の3月中に契約をしたいと考えております。特に来年は消費税が4月から上がるということになっておりますので、3月中に契約できれば5%の消費税で契約ができると考えております。

それと、防犯灯の設置数というお話ですが、実際契約が済んで、協同組合のほうで現地調査をやっていただきました。現在までいただいている資料の中での報告になりますが、町内の防犯灯につきましては普通の20ワットの蛍光灯が924設置してございます。それから、水銀灯の40ワットが2カ所、40ワットを超えるものが4カ所ということで、トータルで930カ所。そのほかにLEDの防犯灯が舞木の第2公園のところに3カ所ついておりますが、これは対象外ですので、930カ所の防犯灯を今後LEDに変えていくということになります。

電気料のお話なのですが、930カ所で現在の大体年間の電気料金が約300万円でございます。削減と申しますか、LEDに更新した後の電気料金が約150万円。ということは、半分150万円が削減できると、そういう見込みであるということで業者のほうから報告も受けております。今後最終調整を行いまして、今月中に環境省のほうに書類報告をしまして、年明けから工事を行いまして、3月いっぱいまでには完了して、4月からリースを行っていくということで、その金額プラスどんなことが起こるかわかりませんので、若干プラスアルファをしまして、債務負担につきましては上限額を定めればよいということでございますので、ぎりぎりの金額になりますと、何か変更があった場合に、それを超えてしまうと債務負担が成り立たなくなってしまうので、上限額を定めさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） よくわかりました。以上で終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

### ○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、議案第53号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第53号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に4,248万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,638万3,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では5款前期高齢者交付金につきまして、前々年度の額が確定したことにより、平成25年度交付予定額の増加が見込まれるため追加し、11款諸収入につきましても老人保健医療費拠出金に係る前々年度の額が確定したことにより、還付金を追加するものであります。

次に、歳出ですが、2款保険給付費の療養諸費並びに高額療養費の給付実績に伴いまして、支出見込額の増加が予定されますので、それぞれ追加するものであります。

3款後期高齢者支援金等につきましては、財源充当の変更による財源補正であり、4款前期高齢者

納付金等並びに6款介護納付金につきましては、平成25年度概算交付見込み額が確定いたしましたので、それぞれ減額するものであります。

8款保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費として印刷製本費を追加し、予備費につきましては収支の均衡を図るため追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ただいまより10時45分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時32分）

---

再 開 （午前10時45分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、議案第54号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第54号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に107万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,500万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では平成24年度繰越金が確定いたしましたので、3款繰越金を減額し、4款諸収入では平成24年度事務費負担金の精算に伴う後期高齢者広域連合からの返還金を追加するものであります。

歳出につきましては、3款諸支出金では、歳入において後期高齢者広域連合より受け入れました平成24年度事務費負担金の精算返還金を一般会計へ戻すため一般会計繰出金を追加し、予備費につきましては収支の均衡を図るため減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第10、議案第55号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第55号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

きまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に60万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億876万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では1款介護保険料、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきまして、保険給付費及び地域支援事業費の増額の見直しにより、それぞれの法定負担額を追加するものであります。

次に、歳出でございますが、1款総務費では事業運営費並びに保険料賦課徴収費に係る経費を追加いたします。

2款保険給付費では、介護サービス等の給付費の見直しに伴いまして追加を行い、3款地域支援事業費の介護予防事業費につきましては、平成26年度の二次予防事業対象者把握事業に係る業務委託料を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

#### ○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第11、議案第56号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第56号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,535万円を減額し、歳入歳出の総額を2億4,917万4,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入では国庫支出金の社会資本整備総合交付金を減額し、町債においては公共下水道整備事業債の補助事業分を減額し、単独事業分を追加するものであります。

歳出では、下水道管渠整備事業費のうち国庫補助対象事業を減額し、町単独事業を追加するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） 千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算書の事項別明細書6ページ、7ページをお開き願います。まず、歳入でございますけれども、3款国庫支出金におきまして、当初計画されておりました事業量を変更したことにより、交付額が変わったため、起債の額を減額し、町債につきましても公共下水整備事業債の補助分を交付金に準じ減額し、一部を単独分に振りかえるため、追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございますけれども、2款1項1目の管渠整備事業におきまして、今後予定している工事区間と同時に実施するほうが効率的であるという区間が生じたので、今回国庫補助による事業延長を130メートル短縮し、工事費を減額するものでございます。また、町単独事業費では工事予定箇所支障となる構造物がありましたので、工法の変更、開削から推進に変更すること、また撤去復旧費を含めまして778万8,000円を増額するものでございます。

2目管渠管理費では、国の緊急指導がありましたので、硫化水素腐食懸念箇所につきまして、延長700メートルのテレビ調査をいたします。あわせて管渠の清掃を行う経費を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

### ○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第12、議案第57号 町有地の処分についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第57号 町有地の処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町有地の処分につきまして、相手方と売買仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

平成5年、高齢化対策の充実強化を図るため、社会福祉法人もくせい会に対し、現在の老人福祉施設用地を無償にて貸し付けてまいりましたが、期間20年の満了に当たり、契約を有償貸し付けに変更するか、または売却するかを協議してまいりましたが、このたび売買することで協議が調いましたので、仮契約を締結するとともに、議決案件といたしまして議会にご提案申し上げるものであります。

処分する土地につきましては、千代田町大字赤岩字中窪2114番地の2ほか1筆。面積につきましては7,670.90平方メートル、地目は宅地でございます。処分の方法につきましては、随意契約でございます。また、売り払い価格につきましては、不動産鑑定評価額により1平方メートル当たり9,165円、土地の売り払い価格は7,030万円であります。売り払いの相手方につきましては、千代田町大字赤岩字中窪2114番地の2、社会福祉法人もくせい会理事長、高山清平でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]



○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。議案第57号 町有地の処分について質問をいたします。

私は、前もって申し上げますが、福祉事業に反対するものではございません。ただこの販売価格、土地の価格について質問申し上げます。

今町長のほうから9,160円、平米単価、アバウトでご説明がありました。ところが、先ほど来質疑が続いていた都市計画道路、この辺の買収価格が1万4,600円なのです。舞木区画整理地区内の保留地、売れ残りの土地、これが8万円から10万円、10万円までいかないですか、9万円ぐらいの相場が表示されていると思いますが、そういうことからしますと、今回のもくせい会に対する販売価格は坪単価で計算しますと3万のちょっと上。それで、都市計画道路に関するものが4万7,000円の坪単価。それと、区画整理地区が坪単価8万円ぐらい。これアバウト、概算になりますけれども、そのぐらいの世間相場、今ちょうどやりとりしている値段との差が出てきています。これは、福祉事業ですので、そして20年来続いていた契約なので、貸し付けするときの何か条件みたいなのがあって、特別な背景があるのかどうか。それで、こういう安い値段になったのかを伺いたいと思います。あの土地が特別な事情のある土地で、それを福祉事業に使ってもらっていたとか、いろいろあろうかと思うのです。その辺をちょっと新人議員に対してご説明をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

町有地の処分の経緯について説明させていただきます。施設整備当時につきましては行政主導型で、措置の制度の時代でございました。平成12年度の介護保険制度によって事業者と利用者への契約制度へと変わり、また契約締結から20年を経過し、社会経済情勢等の変化と町の財政運営も年々厳しさを増していく中で、町有財産の有効活用を含めた適正かつ効率的な行政運営が必要となったことから、今回賃貸借を含めた契約の見直しということで協議させていただきました。

当時、平成5年当時なのですが、町で購入した金額が1平米当たり1万2,200円でございました。今回賃貸借契約への変更ということで、賃借料を町で実施しております計算に基づいた金額が55万2,035円ということで昨年提示させていただきましたが、これらに対して法人側では、今後も無償での使用賃貸借契約を継続してほしいということで再三依頼があったのですが、協議するのであれば、売買契約も含めた形で検討はしたいということで数字の提示が求められました。この間、契約期間が今年の9月30日に契約期間が満了になったわけなのですけれども、それまでに協議が調いませんでございました。その関係で6カ月間契約を延長して、変更契約を締結し、協議を重ねてまいりましたが、最終的に11月の15日に売買という形で協議が調いまして、11月の26日付で仮契約の締結に至ったわけでございます。

土地の価格の設定に当たりましては、不動産鑑定評価額をもとに協議いたしました。購入時は1平

方メートル当たり1万2,200円でしたが、売買価格につきましては単価9,165円となりましたが、取得当時の経済情勢並びに昨今の地価の下落等、さらに一番意味合いが深いのが、対象の土地は一般住宅用地等への変更ができる土地ではございません。そのような観点から、この金額で協議をさせてもらった背景がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 簡明なご説明をありがとうございました。

取得金額から現在売ろうとしている値段9,160円、こういう関連性につきましては十分妥当であるというふうに私自身判断できました。ありがとうございました。

ただ、ちょっと参考までにお伺いしておきたいのですが、東部地区の商業地域への販売価格、過去のどのくらいの値段で売っていたのか。アバウトでいいのですが、平米単価を教えてくださいと思います。これは、これ以上続けるつもりはありません。値段だけを教えてください。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） ふれあいタウンちよだの商業地の販売価格なのですが、一般的に分譲させてもらっています2,000平米程度の敷地なのですが、こちらが2万6,000円だったかと思っております。これは企業局のほうの平米単価になっています。それと、ジョイフル本田さんに売却させていただいた価格につきましては、一体的に全部買っていただいたということもありますので、こちらは坪平均6万円という形で売却のほうをさせていただきました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 土地にはそれぞれ用途というものがございまして、やはり市街化区域と調整区域では土地の価値が違ってきます。今回のケースは調整区域であって、しかもほかの建物は建てられない。福祉施設以外は建てられないような、そういう条件がございまして、ほかと比較すると安いという判断は土地鑑定士のほうでしておりますので、やむを得ないと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 以上で質問を終わります。

先ほど申し上げましたように、塩田課長の説明で十分わかりました。明快にわかりましたので、だめ押しの説明を総務課長、ありがとうございました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 町有地の処分について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定いたしました。

---

### ○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第13、発議第5号 千代田町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 発議第5号の提案説明を申し上げます。

まず、議会基本条例の目的ですが、地方分権の進展に伴い、議会の果たすべき役割がこれまで以上に重要になってきているため、本条例の制定により議会運営及び議員活動の基本的事項を明らかにし、議会の一層の活性化を図るとともに、公正で透明な開かれた議会として民意を反映させるための議会報告会の開催等を明記し、もって町民福祉の向上と町勢発展のために全力を尽くすことを決意したものであります。議会の最高規範として全議員総意により、この条例を制定するものであります。

次に、議会基本条例の制定経過につきましては、平成24年5月の議会改革推進特別委員会において議会基本条例の研究が始まり、平成25年2月から小委員会により素案の策定を行い、この素案をもとに協議を重ねてまいりました。そして、11月に開催いたしました議会報告会におきましては、町民の皆様にご協議結果を踏まえた議会基本条例（案）の説明を行い、このたび定例会において議員発議をすることになりました。

次に、条文につきまして説明させていただきます。議案書をご覧くださいと思います。条例は、前文と9章から成る本文20条及び附則で構成されております。前文では、本条例の規定背景と町民の意思を反映させた、公正で透明な開かれた議会の実現に向け取り組む決意をうたっております。

次に、本文の主な概要を申し上げますと、第1章、目的、第1条、目的では、本条例の制定目的を規定しております。

次に、第2章、議会及び議員の活動原則では、第2条で議会の活動原則を、第3条で議員の活動原

則を定めており、公正性及び透明性の確保と開かれた議会への取り組み、行政事務の監視、評価、町民の多様な意見をもとに政策立案等に努めること、また議員は町民全体の福祉の向上を目指すこと、議員同士が対等の立場で自由討議を行うことを規定しています。

次に、第3章の町民と議会の関係では、第4条で町民参加及び町民との連携を、第5条では議会報告会を、第6条では議会の広報及び広聴活動の充実について定めており、議会の町民への情報公開及び説明責任、参考人制度及び公聴会制度の活用、議会報告会の開催、議会報告会、公聴会活動の充実を規定しております。

次に、第4章の町長等と議会との関係では、第7条で審議の充実と反問を、第8条で議会への重要施策等の説明を、第9条では議会が議決すべきものを定めており、議員と町長との審議の充実を図ること、また緊張関係の保持のために町長等は議員の質問に対して論点、争点を明確にするため、反問権の設定、町長に対して重要施策の審議に必要な資料の提出の要求、自治事務に関する事件のうち、議決事件に関するものについて規定しております。

次に、第5章の討議・討論では、第10条で討議・討論による合意形成を定めており、議会議員による討論の場であることから、議員相互間の自由討議により合意形成を図り、町民への説明責任等を規定しております。

次に、第6章の議会及び事務局の推進強化では、第11条で全員協議会及び委員会の活発な運営を、第12条では議会図書の整備を、第13条では議員研修の充実を、第14条では議会事務局体制の充実強化を定めており、新たな行政課題の対応として全員協議会、委員会の役割を規定し、また議会図書の整備、議員研修及び事務局体制の充実強化を規定しております。

次に、第7章では、議員の資質と政治倫理では、第15条で議員の資質と政治倫理を、第16条では議会及び議員の責務について規定しています。

次に、第8章の議員定数及び議員報酬では、第17条で議員定数を、18条では議員報酬について規定しております。

最後の第9章の最高規範性及び見直し手続では、第19条で最高規範性を、第20条では見直し手続を定めており、本条例が議会の最高規範であり、その他の議会関係条例等において本条例との整合性を図ることの規定、次に変化に対応できるように見直し手続を規定しております。

なお、本条例の施行期日は、平成26年4月1日となります。

このようなことで、千代田町議会基本条例の制定をさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、提出者に対して質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 千代田町議会基本条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

---

### ○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第14、発議第6号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、富岡議員。

〔9番（富岡芳男君）登壇〕

○9番（富岡芳男君） 発議第6号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。先ほどご賛同いただきました千代田町議会基本条例の中で第7条、審議の充実と反問及び第10条、討議・討論による合意形成において、委員会についても規定しているため、議会委員会条例に第19条の2（自由討議及び反問）を加え、議会基本条例との整合性を図るものであります。

なお、本条例の施行期日は、先ほどの議会基本条例と同様に26年4月1日となります。議員各位のご理解をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号 千代田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから11日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、11日まで休会といたします。

なお、9日月曜日は総務文教常任委員会、10日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時22分）

## 平成25年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年12月12日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 3 議案第58号 千代田町町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君

経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希



開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

陳情について、お手元に配付のとおり、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の1件が新たに提出されましたので、報告いたします。

---

○議員派遣の件

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（細田芳雄君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時02分)

---

再 開 (午前 9時03分)

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（細田芳雄君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付しました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第58号 千代田町町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第58号 千代田町町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、私と副町長、教育長の町三役の給料について、来年1月から3月までの3カ月間、給料20%を削減することを臨時特例として定めるものであります。

給料削減につきましては、既に町職員が本年7月から6%並びに3%の削減を実施しております。また、議会においても8月から3月まで削減を行っております。このような中、我々町三役におきましても、今まで削減についていろいろと検討を行ってまいりました。といいますのも、近隣における各町の首長の削減内容について、それぞれの違いがあり、本町の対応がほかの町へも何らかの影響を与えるのではないかと心配をしておりました。しかし、近隣との歩調よりも、町財政への協力並びに職員や議会への影響等を熟慮した結果、来年1月から3月まで給料の20%削減を決定いたしました。これは、職員が行っている6%カットを9カ月実施した規模を上回る内容となります。

今後新しい年を迎え、議会並びに町全体が一致協力しながらまちづくりを推進するためのものであり、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、議案第58号 千代田町町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について質問させていただきます。

他町の情報、それから町財政への影響を考慮して決断されたと言いました。それで、2つほど質問させていただきますが、三役の給料、1月から3月までの20%削減、これで総額が幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

そして、2つ目ですが、言うなればもっと早く対応できればよかったのかなと正直思います。具体的にいつごろ判断されましたのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 幾らぐらいの総額かでございますが、町長が33万1,800円、副町長が32万5,800円、教育長が31万9,800円、合計で97万7,400円でございます。これは最近の話なのですが、それから私がこのようにやっていきたいと思ったのは、やはり議会の皆様や職員の皆様が削減をしているのに、私がそれを削減しないのはやっぱりおかしいのではないかという気持ちがありました。本当におくれてそれを提案したということは、本当に申しわけなく思っております。そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。

総額で97万7,400円ですね。わかりました。苦しい決断をされたのは、結果としてはよかったかと思えます。昨今はともかくも、どこの自治体も財政が厳しいということで、それぞれみんな削減策、千代田町においても財政危機突破計画ということで一心にやっておるわけです。町民の皆さんから見ても、いろんなやはり意見というか要望が聞くことがございまして、我々としても、我々というか、議員としても明確な給料に関することについては私たちもわからなかったものですから、非常に住民の皆さんに対して苦しい、「なぜ、おまえ、わからないのだい」と例えば言われたときに苦しい対応をせざるを得なくて、今後は明確な答弁出ましたので、聞かれた方に対してはこのように答えたいと思えます。

どうもありがとうございました。質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） それでは、質問させていただきます。

先ほど町長の説明から、近隣の町に影響を与えるということで様子を見ていたということなのです

が、6月の定例会、そして9月の定例会でも答弁がありました。下げるつもりはないというふうに言っていたわけです。それが、検討していたならば検討していますと、これからほかの町を見ながら検討していきたいという答弁であったというふうに思うのですが、下げるつもりはないというふうに限定したのが、今回この12月定例会の当初議案ではなくて追加議案に出てきた。そういった理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

財政危機突破計画というのが前町長のときにございました。そのときに3割カットということで、それが条例になっておりますので、私はそれをずっと通していくのが自分の責務だと思って、そのままずっと来ておったわけです。そういう中で引き下げがうちのほうがしなくても、よそのほうがまだ引き下げても、引き下げ率が千代田町のほうが一番低いというような感じがあったので、その感じのもとに延ばしてしまったということで、それがやっぱりいいことではない。やっぱり職員の皆さん、議員の皆さんが一生懸命削減しているというのを、これをやはり少しでも私がやっていかなければならないのではないかということで、最近3人で私のほうから言い出しをして、こういうことにやっていきましょうということで決めたわけです。実際もっと早くやっていたほうが確かによかったなと思っていますけれども、その点は深くおわびいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 今答弁したとおり、もっと早く出していけばよかったかなというふうに思います。金額を比べると、職員より高いからいいというものではないというふうに思います。失われた信頼をぜひこれで取り戻していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

6番、福田議員。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） おくればせながらでも協力をするというので、これについては本当によかったと思っています。

ただ、どうしても1点だけ、どうしても解けない謎がありますので、ここだけ1点だけ教えていただければと思います。それは、私が一般質問させていただいたとき、町長が体調不良でこの議会を欠席されて、副町長が答弁された中であつたのですが、郡町村会で決定したことだ、これなぜ上げないのですかというときに、そういう答えをいただきました。また、邑楽郡内5町の首長でこれは今回は提案しないことにコンセンサスを得た。そういったことがありました。郡町村会での決定事項、これは首長ということになるのだと思いますが、そこで三役は下げないということを決めたということ

でありましたが、ほかのある町の首長に聞きますと、とんでもない話だということと言われてしまったのですが、すぐにほかの町も追隨して下げたということなので、この1点だけどうしても今回のことで解せないというのですか、わからないところがありますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 吉永副町長。

[副町長（吉永 勉君）登壇]

○副町長（吉永 勉君） 議員のご質問にお答えいたします。

郡内の町村会で申し合わせ事項ということで町長のほうにそのように聞いておりましたので、襟川議員さんのご質問だったですか、また町長とよく相談してという話で2回目を終わったと思うのですが、その後坂部議員さんからこの件に関しまして一般質問がされるというお話を聞きましたので、郡内の首長さんと行き会う機会がございました。その折、確認しましたところ、板倉、明和の首長さんにつきましては、そのような話もしたかなというふうな返答でございました。引き下げはしないという決定をされたという段階で私は立ち会っておりませんでしたので、再度太田の会議の折に確認をさせていただきますましたら、そのような返答がございました。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 今副町長の答弁ですと、町長からそのように聞いていた。私は確認をしていないと。そういった議会で答弁する、町長不在のときに代理で答弁するにすれば、ちょっと責任感がなさ過ぎるような感じもするのですが、それであればちょっと町長にその辺の話をもう一回伺わせていただければと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 一番初めのころは、そういうような話みたいのがあったのですね。ですが、私が入院、5月14日に入院してしまって、その後の話というのが私のほうには当然入ってこなかったもので、その中のことはわからないのですけれども、一番初めのころは、先ほど副町長が言ったように、そういうような話があったのですね。その後、入院して帰ってきて、そのままぼやとしていたので、その後の状態というのはわからなかったのですけれども、副町長がそういうことで聞いてくるということで動いて、やっぱり初めはそのような雰囲気はあったのですが、私のほうから電話をかけたり、どうなっているかというのを各首長のほうに連絡すればよかったのですけれども、実際は痛みとあれで寝たきりになっていたもので、本当に申しわけなかったです。今副町長が言ったようなことは聞いてきたことだから確かなことだと思うのですけれども、5人の首長がいつも一緒になって交流して話し合いをするというのに、1カ月以上も寝ていたわけだから、できなかったもので、迷惑をかけてしまったということですが、申しわけなかったです。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 他町を巻き込む内容でありますし、そんなようなことを言ったら、気がするとか、そういったことでこれは議事録にそっくり載っかってしまっていますから、他町に影響を及ぼすようなことについてはしっかりと答弁をいただければと思います。とにかく今回おくれればせながらでも協力をいただけるということで、職員のモチベーションも若干は持ち直しているかなと思いますので、良化だと思えます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 千代田町町長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案どおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

### ○町長挨拶

○議長（細田芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 平成25年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日から本日まで、議員各位におかれましてはご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。この間、議員の皆様から頂戴いたしました数多くのご意見、ご指摘等につきましては、今後の町政運営に生かせるよう努めてまいりたいと思っております。

さて、年の瀬を迎え、現在来年度予算の編成作業を進めているところでありますが、来年度につきましては消費税率の引き上げにより、少なからず本町の財政運営にも影響が出てくるものと思われまます。今後の編成作業では、第2次財政危機突破計画による徹底した経常経費の削減と歳入の確保に重点を置き、将来にわたって収支バランスのとれた財政構造を構築することに努めてまいりたいと思つ

ております。

年が明け、来月には予算査定や成人祝賀式など既にさまざまな予定が入っておりますが、加えまして今年度につきましては来月下旬に地区懇談会の開催を予定しております。懇談会の実施に当たっては、議員の皆様のご協力を得ながら、まちづくりに対する住民の皆様からのご意見やご提案など生の声を聞くことにより、今後の町政や各種計画づくりに反映させていただきたいと考えております。今後とも何かとお忙しい日々が続くことと存じますが、住民との協働による真に豊かで活力あるまちづくりの実現のため、各種事業に取り組んでまいりますので、皆様にはなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

短い秋が足早に通り過ぎ、あっという間に寒い冬になりました。気象庁が発表している長期予報では、今年の冬の気温、降水量とも平年並みか低いまたは少ないと予想されております。寒さが厳しき折、これからは年末に向けて何かとお忙しいこととは存じますが、議員の皆様にはくれぐれも健康にはご留意いただき、町勢発展のために引き続きご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○議長（細田芳男君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る5日から本日までの8日間にわたり、平成25年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

本年も残すところわずかとなり、この1年を振り返りますと、一番の話題は2020年の東京オリンピック開催決定であったと思います。これにより国全体が元気になり、景気回復を後押ししてくれているように思います。町内の話題では、本町出身の楽天岡島選手の活躍は目をみはるものがあり、チームの初優勝、そして日本一に大きく貢献されました。こうした岡島選手の勇姿を千代田町町民として誇りに思うとともに、今後のさらなる活躍をご期待申し上げます。

そして、本議会におきましても実りある1年でありました。11月に開催しました初の議会報告会や、本定例会における議会基本条例の制定など、町民の負託に応えるための体制づくりを実施いたしました。今後も地方分権が進む中で、議会の役割を果たしていけるよう改革を進めてまいりたいと思います。

また、町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びに、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝をご祈念申し上げまして、平成25年第4回千代田町議

会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時28分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成26年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 野 村 智 一

②署名議員 高 橋 祐 二